

第78期

事 業 報 告 書

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

松本油脂製薬株式会社

第 78 期 事 業 報 告

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初からのアベノミクス効果もあり比較的順調に推移していましたが、年明け以降一転して円高、株価安となり、企業収益の悪影響が懸念され、個人消費も停滞感が見られ、先行きの不透明感が強まる状況となりました。また、混乱する中東情勢や、中国をはじめとする新興国の経済の減速など、世界経済における状況は一段と厳しさを増してきております。

当社グループの重要な販売分野である国内繊維工業関連におきましては、生産拠点の海外移転が更に拡大しており、また国内大手顧客の不採算製品の生産中止、中小顧客の廃業、暖冬の影響などもあり、依然として厳しい状況が続いております。一方、海外の繊維工業関連におきましては、昨年末以降、中国大手顧客の一部で生産調整が見られるようになりました。

非繊維工業分野におきましては、国内の新車販売台数が減少するなど、自動車関連及び住宅関連は低調となりました。一方、海外における自動車関連では、米国は拡大しておりますが最大の市場である中国で縮小傾向となっております。

このような状況下、当社グループでは、販売・利益を確保するため、競争力のある高品質・低価格製品の開発を行うとともに、市場ニーズに合致した製品の早期開発に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高32,343百万円(前年同期比0.7%増)、営業利益5,337百万円(前年同期比14.6%増)、経常利益5,013百万円(前年同期比22.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益3,191百万円(前年同期比20.1%減)となりました。

・部門別の業績は、次のとおりであります。

① 界面活性剤部門における当連結会計年度の売上高は23,630百万円(前年同期比0.4%増)、営業利益は3,861百万円(前年同期比12.9%増)となりました。

陰イオン界面活性剤の分野におきましては、国内合織メーカー各社が縮小傾向の中、低調であった不織布関連用途に回復の兆しが見られ、他の分野でも安定した販売が続いております。海外向けでは、主として中国合織メーカー各社への拡販により販売数量が伸び、売上高は3,454百万円(前年同期比0.1%増)となりました。

非イオン界面活性剤の分野におきましては、国内では、消費低迷と繊維製品の低価格化によりテキスタイル分野の加工量が減少しましたが、産業資材分野におきましては順調な販売となりました。非繊維工業分野では洗浄剤原料及びトイレタリーフィルムで販売が増加しました。海外では自動車関連及び住宅関連向けの工業用繊維分野、高機能繊維分野において販売数量を伸ばしました。その結果、売上高は19,082百万円（前年同期比0.2%増）となりました。

陽・両性イオン界面活性剤の分野におきましては、繊維工業関連加工剤の販売は加工量の減少が続きましたが、新規開発に努め、ほぼ前年度並みの販売実績となりました。非繊維工業分野では原材料価格値上げに伴う製品価格の是正に努め、新製品への洗浄剤原料販売の拡大もあり、売上高は1,092百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

- ② その他部門における当連結会計年度の売上高は8,713百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益は1,475百万円（前年同期比15.8%増）となりました。

高分子・無機製品等の分野におきましては、繊維工業関連では、下期に入り市況の影響を受け、若干減少しましたが、通期では堅調な販売となりました。非繊維工業関連では、設備投資関連資材の販売が増加し、化粧品原料は堅調に推移しております。建築関連、自動車関連でも新用途向けの拡販が進んでおります。その結果、売上高は8,713百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、エネルギーコストの上昇や原材料価格の変動など不透明要因が多く、今後とも厳しい状況が続くものと思われます。

当社グループといしましては、より競争力のある新製品の開発、販路の拡大及び社内の合理化をこれまで以上に進めることにより全社一丸となり業績の拡充と収益率の向上に努める所存でございます。

ここ数年静岡工場の設備増強や大阪工場の新設等、新しい時代に対応した設備の増強に努めてまいりましたが、それぞれの有効活用と本社工場の設備の見直しを展開してまいりたいと考えております。

また研究開発につきましては、付加価値のより高い新素材・新用途の開発を行っておりますが、今後とも社会情勢の変化に対応すべく適材適所で機動的に事業の運営を図ってまいりたいと考えております。

株主各位におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

- (1) 当連結会計年度の設備投資総額は843百万円でしたが、その主なものは、本社工場及び静岡工場における生産設備の更新、増設であります。
- (2) 上記の設備投資資金は、いずれも自己資金によってまかなっております。

4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第75期 〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕	第76期 〔平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで〕	第77期 〔平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで〕	第78期（当期） 〔平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで〕
売上高	27,284	30,129	32,127	32,343
経常利益	2,715	5,342	6,477	5,013
親会社株主に帰属する当期純利益	1,601	3,489	3,994	3,191
1株当たり当期純利益	161円39銭	380円53銭	1,088円97銭	920円44銭
純資産	38,232	41,458	45,987	44,090
総資産	46,960	51,815	56,551	52,946

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成26年10月1日付で普通株式2.5株を1株とする株式併合を行っているため、第77期の1株当たり当期純利益は、期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 子会社等の状況

当期の連結対象は株式会社マツモトヨシ・インドネシア1社で、当社の議決権比率は65%であります。持分法適用会社は日本クエーカー・ケミカル株式会社、他1社であります。

(2) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(3) その他

松本興産株式会社は当社の議決権を16.0%所有しており、当社は同社の関連会社であります。

6. 主要な事業内容

品 目		用 途	主 要 製 品
界 面 活 性 剂 部 門	陰イオン界面活性剤	織 繊 工 業	化合織紡糸紡績油剤、チーズ用柔軟平滑剤
		農 薬 工 業	農薬防疫用乳化剤
		ゴ ム 工 業	防着、離型剤
		洗 剤 工 業	食器、食品洗浄剤
	非イオン界面活性剤	織 繊 工 業	化合織紡糸紡績油剤、コーニングオイル、フィラメント織布用絹糸油剤、精練洗浄剤、染色助剤
		鉄 鋼 金 属 工 業	圧延油、作動油、金属洗浄剤
		製 缶 工 業	成型用油剤
		樹 脂 工 業	合成樹脂用練込帶電防止剤
		香 精 品 工 業	乳化剤
		公 害 防 止 産 業	流出油処理剤
	陽・両性イオン界面活性剤	織 繊 工 業	柔軟仕上剤、チーズ用柔軟平滑剤、永久通気性撥水剤
		樹 脂 工 業	合成樹脂用帶電防止剤
		香 精 品 工 業	洗剤原料
そ の 他 部 門	高分子・無機製品	織 繊 工 業	絹糸用糊剤、風合改良剤、織維加工剤
		建 材 工 業	壁材用接着補強剤、軽量化充填剤
		機 械 工 業	合成ダイヤモンド
		電 機・機 械 工 業	磁性流体
		自 動 車 产 業	軽量化剤
		印 刷 工 業	インキ、塗料加工剤
		香 精 品 工 業	触感向上剤、紫外線防止剤
		エ レ ク テ ロ ニ ク ス 产 業	感熱用薬剤、電池用多孔化剤
仕 入 商 品	建 材 工 業	リシン用基剤樹脂	
		織 繊 工 業	絹糸用糊剤

7. 主要な営業所及び工場

(1) 当社

営業所	大阪営業所 広島営業所	東京営業所 金沢営業所	名古屋営業所
工場	本社製造部門	静岡製造部(袋井市) 大阪製造部(高石市)	

(2) 子会社

工場	インドネシア工場
----	----------

8. 従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
合計	431名	6名減

9. 主要な借入先

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項

- 発行済株式総数 3,267,170株 (自己株式 1,245,481株を除く。)
- 株主数 597名
- 大株主

株主名						持株数	持株比率
松本興産株式会社						522,156株	15.98%
松栄産業株式会社						320,569	9.81
木村直樹						288,247	8.82
有限公司木村						207,900	6.36
株式会社三菱東京UFJ銀行						135,480	4.15
松本国新太郎						124,090	3.80
岩田みち子						115,908	3.55
相田襄治						90,310	2.76
木芳樹						86,475	2.65
鰐洲みよ子						86,038	2.63

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

III 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況						
代表取締役社長	木村直樹	松本興産株式会社	代表取締役社長	鴻池運輸株式会社	外監査役			
代表取締役専務	矢野真剛	管 理	本 部				長	
専務取締役	薗谷幹男	営 業	本 部				長	
常務取締役	伊藤茂樹	生 産	本 部				長	
常務取締役	山根紳一郎	研 究	本 部 長	兼 研 究	管 理	部	長	
常務取締役	久下修平	生 産	本 部 副 本 部 長	兼 静岡 製 造	部	長		
常務取締役	木村芳樹	監	査		室		長	
取締役	田中耕嗣	生 産	本 部 副 本 部 長	兼 技 術	部	長		
取締役	久保克己	営 業	本 部 副 本 部 長	兼 第 一 営 業	部	長		
取締役	山田正幸	管 理	本 部 副 本 部 長	兼 総 務	部 長 兼 コンピュータ	室	長	
取締役	岡田幸久	管 理	本 部 副 本 部 長	兼 購 買	部	長		
取締役	柳田登							
常勤監査役	高橋修							
常勤監査役	三嶋孝司							
監査役	叶智加羅	叶 法 律 事 務 所 代 表						
監査役	西本清一	株 式 会 社 大 森 屋 社 外 監 査 役						
		地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長						
		公益財団法人京都高度技術研究所理事長						

(注) 1. 当期中の異動

平成27年6月26日開催の第77回定時株主総会において、久保克己、山田正幸、岡田幸久、柳田登の4氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

2. 取締役柳田登氏は社外取締役であります。

なお、取締役柳田登氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 常勤監査役三嶋孝司、監査役叶智加羅、監査役西本清一の3氏は社外監査役であります。

なお、常勤監査役三嶋孝司、監査役西本清一の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (1名)	204百万円 (6百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	28百万円 (18百万円)
合計	16名	233百万円

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

監査役叶智加羅氏は、叶法律事務所の代表及び株式会社大森屋の社外監査役であります。当社は、株式会社大森屋とは特別の関係はありませんが、叶法律事務所との間には法律顧問契約があります。

監査役西本清一氏は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所理事長及び公益財団法人京都高度技術研究所理事長であります。当社は、両研究所とは特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における活動状況

イ. 取締役会及び監査役会の出席状況

	取締役会(13回開催)		監査役会(14回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 柳田 登	10回	100.0%		
常勤監査役 三嶋 孝司	13回	100.0%	14回	100.0%
監査役 叶 智加羅	12回	92.3%	13回	92.9%
監査役 西本 清一	13回	100.0%	14回	100.0%

(注) 柳田登氏につきましては、平成27年6月26日の就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役柳田登氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・常勤監査役三嶋孝司氏は、企業経営者として培われた幅広い知識と経験に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役叶智加羅氏は、弁護士としての見識に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。
- ・監査役西本清一氏は、化学分野におけるその高度な専門知識と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において議案の審査等に関して適宜発言を行っています。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

清稜監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財務上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である英文財務諸表作成に関する助言等についての対価を支払っております。

3. 子会社の監査に関する事項

I 企業集団の現況に関する事項 5. 重要な親会社及び子会社の状況に記載の当社の重要な子会社である株式会社マツモトヨシ・インドネシアについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定をいたします。

V 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製薬グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製薬グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
 - (2) 当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、総務部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所轄業務に附属するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び総務部に報告される。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月一回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意思決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。
5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について隨時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助する使用人は置かないが、監査役の職務を補助すべき組織として、総務部がこれを担当する。
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
なお、使用人にとっては取締役を経由して報告するものとする。
 - (2) 監査役への報告を行った取締役及び使用人に對し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
 - (3) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (2) 監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、総務部及び内部監査担当者が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

VI 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先課題と考え、その実現に日々努めております。したがいまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う大量の買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大量の買付けであっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量の買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会が代替案を提案するための必要十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値や株主の皆様の共同の利益に資さない大量の買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大量の買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は大正15年の創業以来、界面活性剤メーカーとして紡糸・紡績油剤から糊付け、染色、最終仕上げ加工まで纖維産業の全ての生産工程に係わる薬剤を提供し、纖維産業の発展に大きく貢献してまいりました。

また、一般工業分野においても、長年蓄えてきた界面科学の技術を駆使して、様々な機能性工業薬品を開発し、多様な産業分野への市場開拓に力を注いでまいりました。

当社は、このような当社の企業価値の源泉は、①纖維産業のグローバル化に伴う新たな市場を開拓する力、②炭素纖維やアラミド纖維あるいは生分解性纖維等スーパー纖維といわれる先端技術への対応力や纖維産業向けの薬剤の高機能化に伴う技術開発力、③マイクロカプセル・マイクロビーズ等の超微粒子の分野において当社が占める高いマーケットシェア、④用途開発が進む一般工業用の界面活性剤・高分子製品の技術開発力及び⑤ISO9001及びISO14001により運用される生産体制や品質保証体制など、創業以来培ってまいりました有形無形の財産に加えて、お取引先様、お得意先様、当社従業員等との長年に亘る信頼関係の維持等にあるものと考えております。

(2) 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値向上のための取組みといたしまして、当社の社是「顧客には良品廉価で満足を」が示すように、多様化するお取引先様、お得意様のニーズをいち早くとらえ、新たな価値ある製品をご提供できるよう豊富なスタッフによる研究開発・製造に努めてまいります。また、当社は界面活性剤分野のみならず、高分子分野におきましても独自の技術開発を行うことにより現在の地位を築いてまいりましたが、今後も技術開発力を高めていくことにより、海外顧客層の拡大を図り、グローバル経済への対応力を強化してまいります。さらに、当社及び当社グループの事業構成とその方向性を明確にし、選択と集中により経営資源の配分見直しを継続的に進め、資本効率を高める事業投資、設備投資を行い、将来に亘って拡大・発展させる布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の一層の安定と確立に努めてまいります。

海外におきましては、成長市場である中国・インド等での拡販に重点課題として取り組むとともに、北米やヨーロッパにおいても積極的な展開を図ってまいります。

当社は、業績の伸びに応じて株主利益の増大を図ることを利益配分の基本方針とし、剰余金の配当を行っております。また、内部留保資金につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えて活用してまいります。

さらに、当社は、社会的責任への取組み強化も積極的に推進してまいります。法令遵守や企業倫理の一層の浸透に努めるとともに、社会的責任に対する真摯な姿勢・誠実な対応がお取引先様、お得意先様から信頼される会社であるための要件であることを自覚し、界面活性剤メーカーとして常に付加価値をお届けする研究開発及び品質保証体制の強化に努めてまいります。これらに加え、環境マネジメントの推進、コンプライアンス体制の確立、リスクマネジメント等の充実にも鋭意努力してまいります。コーポレート・ガバナンスにつきましては、意思決定のスピードアップと活力のある組織運営に努めており、平成11年より変化する経営環境に迅速かつ緊張感を持って対応するため取締役の任期を1年としております。

今後とも界面活性剤メーカーとして安全で高品質な製品を提供することは勿論のこと、お取引先様、お得意先様に信頼され多様化するニーズに対応できる分野を開拓し、さらなる事業拡大と業績向上に向けて一層の努力を重ねてまいります。

当社は、これらの取組みが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株券等の大量な買付けを行う際の一定のルールを設ける必要があると考えました。

そこで、当社は、平成20年5月16日開催の当社取締役会において、第70回定期株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを効力発生の条件として、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入し、その後、第73回定期株主総会における株主の皆様のご承認に基づき一部変更の上当該対応策を継続いたしましたが（以下、当該一部変更後の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「旧プラン」といいます。）旧プランの有効期限は、平成26年6月に開催の当社第76回定期株主総会の終了の時までとなっておりました。

当社は旧プランの継続後も、買収防衛策をめぐる社会環境等の動向を踏まえ、当社の企業価値の向上ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための当社の取組みについて引き続き検討を行ってまいりましたが、当社取締役会において、字句・表現の変更等、旧プランの内容を一部変更の上（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）、第76回定期株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを有効発生の条件として、本プランを継続することを決議し、第76回定期株主総会において株主の皆様にご承認いただいております。

4. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2.）について

上記2.「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的な取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがいまして、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3.）について

i. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為が行われる際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するための取組みであり、基本方針に沿うものであります。

ロ. 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針等を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足し、また、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっており、合理性を有するものであります。

ii) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、株主の皆様にご承認いただくことを条件として買収防衛策を導入し、また定時株主総会における株主の皆様のご承認を本プランの継続の条件としており、本プランには株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、本プランは、その廃止においても、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適當と認める時期及び方法により開示することとしております。

iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、引き続き、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

② 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた大量買付ルールを遵守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合のみ発動することとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

さらに、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

iv) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、期差任期制ではないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	41,193	流動負債	7,804
現金及び預金	23,254	買掛金	5,992
受取手形及び売掛金	8,347	未払法人税等	368
有価証券	5,792	賞与引当金	275
たな卸資産	3,546	その他の	1,167
繰延税金資産	133	固定負債	1,051
その他の	121	退職給付に係る負債	498
貸倒引当金	△2	資産除去債務	103
固定資産	11,752	繰延税金負債	371
有形固定資産	4,181	その他の	77
建物及び構築物	1,991	負債合計	8,856
機械装置及び運搬具	1,441	純資産の部	
土地	531	株主資本	42,668
建設仮勘定	97	資本金	6,090
その他の	118	資本剰余金	6,518
無形固定資産	19	利益剰余金	37,068
投資その他の資産	7,551	自己株式	△7,008
投資有価証券	6,709	その他の包括利益累計額	1,264
繰延税金資産	39	その他有価証券評価差額金	1,450
保険積立金	757	為替換算調整勘定	△116
その他の	51	退職給付に係る調整累計額	△69
貸倒引当金	△7	非支配株主持分	157
資産合計	52,946	純資産合計	44,090
		負債及び純資産合計	52,946

連 結 損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		32,343
売 上 原 価		22,978
売 上 総 利 益		9,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,028
營 業 利 益		5,337
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	165	
受 取 配 当 金	97	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	140	
そ の 他	123	528
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	835	
そ の 他	14	851
經 常 利 益		5,013
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	
投 資 有 価 証 券 償 戻 益	14	16
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 償 戻 損	31	
退 職 給 付 費 用	300	333
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,697
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,520	
法 人 税 等 調 整 額	△52	1,468
当 期 純 利 益		3,228
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		37
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,191

連結株主資本等変動計算書

[平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,090	6,518	34,794	△3,603	43,798
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,090	6,518	34,794	△3,603	43,798
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△916		△916
親会社株主に帰属する当期純利益			3,191		3,191
自 己 株 式 の 取 得				△3,404	△3,404
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	2,274	△3,404	△1,130
当 期 末 残 高	6,090	6,518	37,068	△7,008	42,668

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	递延給付に係る累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,129	△77	△19	2,032	156	45,987
会計方針の変更による累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,129	△77	△19	2,032	156	45,987
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当						△916
親会社株主に帰属する当期純利益						3,191
自 己 株 式 の 取 得						△3,404
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△678	△39	△49	△768	0	△767
当 期 変 動 額 合 計	△678	△39	△49	△768	0	△1,897
当 期 末 残 高	1,450	△116	△69	1,264	157	44,090

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称：株式会社マツモトヨシ・インドネシア

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 2 社

関連会社の名称：日本クエーカー・ケミカル株式会社

立松化工股份有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないものは総平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：主として総平均法

原材料：主として総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：主として最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 平成10年3月31日以前に取得したもの

主として旧定率法

② 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

主として旧定額法

③ 平成19年4月1日以後に取得したもの

主として定額法

建物、機械装置以外
① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法
② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定率法

機械装置
① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定額法
② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定額法

無形固定資産：定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社マツモトヨシ・インドネシアの決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用して連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度で一括して費用処理しております。

③ 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,785百万円
2. 偶発債務
厚生年金基金の解散方針決議について
当社が加入する「日本界面活性剤工業厚生年金基金」は、平成27年2月開催の代議員会において解散の方針を決議しております。
当方針決議により、同基金解散に伴う費用の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため、合理的に金額を算定することは困難であります。
3. 担保受入金融資産
売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は57百万円であります。
4. 過年度に取得した資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具36百万円であり、連結貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,512,651株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	916	250	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	980	300	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として資産の保全を目的とし、安全性の高いものに限って行うものとしております。また、資金調達については短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

必要に応じてデリバティブ取引等を行う場合は、取締役会の承認を得るものとしております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、海外展開に伴う外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されています。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、投資信託、投資事業組合出資であり、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、6ヶ月以内の支払期日となっております。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建の売掛金残高の範囲内にあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権に関しては、営業部門が取引先ごとに期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延のおそれのあるときは関係部門と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようにしております。

金融商品は、金融商品並びに為替管理規定に従い、取締役会の承認を得た安全性の高いものを対象としています。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

株式は、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握しております。また、債券、投資信託、投資事業組合出資についても、継続的なモニタリングを通して管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、手元流動性を高水準に保つことにより流動性リスクを回避しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	23,254	23,254	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,347	8,347	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	11,227	11,227	—
(4) 長期貸付金	0	0	△0
(5) 買掛金	(5,992)	(5,992)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

時価の算定は、その一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割引いた現在価値により算出しております。1年以内返済予定分を含めております。

(5) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,275百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため

「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

13,446円73銭

1 株当たり当期純利益金額

920円44銭

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	40,691	流動負債	7,733
現金及び預金	23,172	買掛金	5,942
受取手形	687	未払金	1,094
売掛金	7,596	未払法人税等	357
有価証券	5,792	賞与引当金	275
商品及び製品	1,742	その他の	62
仕掛品	464	固定負債	926
原材料	1,012	退職給付引当金	372
貯蔵品	30	繰延税金負債	371
繰延税金資産	115	資産除去債務	103
その他の	77	その他の	77
貸倒引当金	△1	負債合計	8,659
固定資産	11,143	純資産の部	
有形固定資産	4,141	株主資本	41,725
建物	1,208	資本金	6,090
構築物	778	資本剰余金	6,518
機械装置	1,412	資本準備金	6,517
車両運搬具	18	その他資本剰余金	0
工具・器具・備品	113	利益剰余金	36,125
土地	512	利益準備金	785
建設仮勘定	97	その他利益剰余金	35,340
無形固定資産	19	退職給与積立金	300
ソフトウェア	11	別途積立金	24,800
その他の	8	繰越利益剰余金	10,240
投資その他の資産	6,982	自己株式	△7,008
投資有価証券	5,789	評価・換算差額等	1,450
関係会社株式	394	その他有価証券評価差額金	1,450
保険積立金	757	純資産合計	43,175
その他の	47	負債及び純資産合計	51,835
貸倒引当金	△7		
資産合計	51,835		

損 益 計 算 書

〔平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	内 訳 金 額	金 額
売 上 高		31,886
売 上 原 価		22,721
売 上 総 利 益		9,164
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,942
営 業 利 益		5,222
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	174	
受 取 配 当 金	162	
そ の 他	114	451
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	842	
そ の 他	14	858
経 常 利 益		4,815
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 償 戻 益	14	15
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 償 戻 損	31	
退 職 給 付 費 用	300	333
税 引 前 当 期 純 利 益		4,497
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,493	
法 人 税 等 調 整 額	△48	1,445
当 期 純 利 益		3,052

株主資本等変動計算書

[平成27年4月1日から]
[平成28年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,090	6,517	0	6,518
会計方針の変更による累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,090	6,517	0	6,518
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 处 分			0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0
当 期 末 残 高	6,090	6,517	0	6,518

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			
		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	785	300	24,800	8,104	33,989
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	785	300	24,800	8,104	33,989
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当				△916	△916
当 期 純 利 益				3,052	3,052
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 处 分					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	2,135	2,135
当 期 末 残 高	785	300	24,800	10,240	36,125

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他の有価証券 評価差額金	評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,603	42,994	2,129	2,129	45,123
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,603	42,994	2,129	2,129	45,123
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当		△916			△916
当 期 純 利 益		3,052			3,052
自 己 株 式 の 取 得	△3,404	△3,404			△3,404
自 己 株 式 の 処 分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△678	△678	△678
当 期 变 動 額 合 計	△3,404	△1,268	△678	△678	△1,947
当 期 末 残 高	△7,008	41,725	1,450	1,450	43,175

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式：総平均法による原価法

その他の有価証券：時価のあるものは決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額

は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないものは総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品・仕掛品：総平均法

原材料：総平均法

貯蔵品・容器（原材料）：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：建物（建物附属設備は除く）

① 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

② 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

旧定額法

③ 平成19年4月1日以後に取得したもの

定額法

建物、機械装置以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

② 平成19年4月1日以後に取得したもの

定率法

機械装置

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置 8年

工具器具備品 4～10年

(2) 無形固定資産：定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌事業年度から定額法により5年間で費用処理しております。

過去勤務費用はその発生時の事業年度で一括して費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 15,625百万円

2. 偶発債務

厚生年金基金の解散方針決議について

当社が加入する「日本界面活性剤工業厚生年金基金」は、平成27年2月開催の代議員会において解散の方針を決議しております。

当方針決議により、同基金解散に伴う費用の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多いため、合理的に金額を算定することは困難であります。

3. 担保受入金融資産

売掛債権の担保として受け入れている自由処分権のある有価証券の時価は57百万円であります。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 2,172百万円

短期金銭債務 738百万円

長期金銭債務 16百万円

5. 過年度に取得した資産のうち国庫補助金による圧縮記帳額は、機械装置36百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	5, 181百万円
仕入高	1, 694百万円
販売費及び一般管理費	121百万円
営業取引以外の取引による取引高	129百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数

普通株式	1, 245, 481株
------	--------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	112百万円
賞与引当金	85百万円
投資有価証券評価損	20百万円
その他有価証券評価差額金	78百万円
ゴルフ会員権評価損	39百万円
減価償却超過額	50百万円
未払事業税	34百万円
その他	30百万円
繰延税金資産合計	452百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	709百万円
繰延税金負債合計	709百万円
繰延税金負債純額	256百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	日本クエーカー・ケミカル株式会社	所有 直接 50% 間接 一	当社製品の販売 原材料の購入 役員の兼任	売上(注)1	4,756	売掛金	1,959
				仕入(注)2	1,626	買掛金	732
その他の関係会社	松本興産株式会社	被所有 16.0%	役員の兼任	自己株式の取得 (注)3	3,400	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 売上：製品の販売単価は、製品製造原価に管理費を加算した金額により毎期価格交渉の上決定しております。
- (注) 2. 仕入：原材料の購入単価は、市場価格に基づいた価格交渉の上決定しております。
- (注) 3. 自己株式の取得につきましては、平成27年8月11日開催の取締役会決議に基づき、公開買付の方法により、買付価格を普通株式1株につき8,500円で行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	13,214円98銭
1株当たり当期純利益金額	880円38銭

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
単元株式数	100株
基準日	3月31日 その他必要がある場合は、あらかじめ公告して定める日
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031
(インターネットホームページ)	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
公 告 方 法	当会社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。 電子公告掲載URL http://www.mtmtys.co.jp/
上場証券取引所	東京証券取引所 (JASDAQ市場)

※ご注意

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及び照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほぶり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます。)を開設いたしました。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。